

平成 28 年
第 1 回土岐市議会定例会議案

平成 28 年 2 月 22 日 (第 1 日)

平成28年第1回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

平成28年2月22日（月曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名			
日程第2	会期の決定			
日程第3	議第1号	平成28年度土岐市一般会計予算	} 別冊	
日程第4	議第2号	平成28年度土岐市下水道事業特別会計予算		
日程第5	議第3号	平成28年度土岐市国民健康保険特別会計予算		
日程第6	議第4号	平成28年度土岐市駐車場事業特別会計予算		
日程第7	議第5号	平成28年度土岐市介護保険特別会計予算		
日程第8	議第6号	平成28年度土岐市農業集落排水事業特別会計予算		
日程第9	議第7号	平成28年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計予算		
日程第10	議第8号	平成28年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計予算		
日程第11	議第9号	平成28年度土岐市後期高齢者医療保険特別会計予算		
日程第12	議第10号	平成28年度土岐市病院事業会計予算		
日程第13	議第11号	平成28年度土岐市水道事業会計予算		
日程第14	議第12号	平成27年度土岐市一般会計補正予算（第4号）		} 別冊
日程第15	議第13号	平成27年度土岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）		
日程第16	議第14号	平成27年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）		
日程第17	議第15号	平成27年度土岐市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）		
日程第18	議第16号	平成27年度土岐市病院事業会計補正予算（第1号）		
日程第19	議第17号	土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	1	
日程第20	議第18号	土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	3	
日程第21	議第19号	土岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	5	

日程第 22	議第 20 号	土岐市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	28
日程第 23	議第 21 号	土岐市職員定数条例の一部を改正する条例について・・・・	30
日程第 24	議第 22 号	土岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	32
日程第 25	議第 23 号	土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	34
日程第 26	議第 24 号	土岐市行政不服審査法施行条例について・・・・・・・・	36
日程第 27	議第 25 号	土岐市情報公開条例等の一部を改正する条例について・・・・	41
日程第 28	議第 26 号	土岐市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	46
日程第 29	議第 27 号	土岐市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	49
日程第 30	議第 28 号	土岐市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について・・・・・・・・	51
日程第 31	議第 29 号	土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について・・	55
日程第 32	議第 30 号	土岐市恵風荘の設置及び管理に関する条例について・・・・	57
日程第 33	議第 31 号	土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	62
日程第 34	議第 32 号	土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について・・・・	86
日程第 35	議第 33 号	土岐市生活環境保全に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	90
日程第 36	議第 34 号	土岐市どんぶり会館の設置及び管理に関する条例について	92
日程第 37	議第 35 号	土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	95
日程第 38	議第 36 号	土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について・・・・	99
日程第 39	議第 37 号	専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・	111

専第 11 号 土岐市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
について

日程第 40	議第 38 号	土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について・・・	114
日程第 41	議第 39 号	土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について・・・	115
日程第 42	議第 40 号	土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について・・・	116
日程第 43	諮第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	117

議第17号

土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年2月22日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

市議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を定めようとする。

土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

(土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和43年土岐市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の210」を「100分の220」に改める。

第2条 土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の195」を「100分の200」に、「100分の220」を「100分の215」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）は、平成27年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の土岐市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第18号

土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年2月22日提出

土岐市長 加藤靖也

提案理由

常勤の特別職職員の期末手当の額を改定するため、この条例を定めようとする。

土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和43年土岐市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の210」を「100分の220」に改める。

第2条 土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の195」を「100分の200」に、「100分の220」を「100分の215」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）は、平成27年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の土岐市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第19号

土岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

土岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年2月22日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

国家公務員の給与改定に準じて職員の給与等の改定を行うとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(土岐市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 土岐市職員の給与に関する条例（昭和32年土岐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」を加え、同項第2号中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の45）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）」を加える。

附則第25項中「対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の1.425）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）」を、「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	220,200	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	221,800	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	223,300	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	224,900	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	226,400	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	228,000	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	229,500	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	231,100	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	232,600	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	234,300	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	235,800	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	237,400	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	238,900	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	240,400	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	242,000	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	243,500	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	245,000	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	246,500	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	247,900	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	249,300	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	250,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	252,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	254,300	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	256,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	257,800	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	259,600	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	261,400	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	263,100	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	265,100	316,600	344,700	373,900	421,100
	30	185,100	237,600	267,000	318,600	346,600	375,700	422,400
	31	186,900	238,700	268,800	320,700	348,500	377,500	423,700
	32	188,600	239,900	270,700	322,800	350,300	379,100	424,900
	33	190,200	241,200	272,400	324,300	352,200	380,900	426,100
	34	191,700	242,500	274,300	326,300	354,000	382,300	427,400
	35	193,200	243,700	276,200	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	278,000	330,300	357,500	385,400	429,900	

37	196,000	246,000	279,700	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	281,600	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	283,400	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	285,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	287,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	288,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	290,500	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	292,300	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	294,000	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	295,700	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	297,400	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	299,000	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	300,700	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	302,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	304,000	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	305,700	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	306,900	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	308,400	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	309,900	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	311,500	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	313,100	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	314,700	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	316,300	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	317,800	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	319,300	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	320,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	321,700	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	322,900	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	323,600	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	324,500	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	325,300	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	326,100	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	327,000	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	327,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	328,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	328,900	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	329,700	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	330,400	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	331,100	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	331,800	372,200	387,400	406,800	

77	235,600	288,500	332,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	332,900	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	333,400	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	334,000	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	334,300	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	334,800	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	335,200	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	335,700	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	336,100	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	336,600	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	337,100	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	337,600	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	337,900	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	338,300	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	338,800	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	339,200	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	339,500	379,800	391,800	
94		293,600	339,900			
95		294,000	340,400			
96		294,400	340,800			
97		294,600	341,000			
98		294,900	341,400			
99		295,300	341,900			
100		295,700	342,300			
101		295,900	342,400			
102		296,200	342,900			
103		296,600	343,300			
104		296,900	343,600			
105		297,100	343,900			
106		297,400	344,300			
107		297,800	344,700			
108		298,100	345,100			
109		298,300	345,600			
110		298,700	346,000			
111		299,100	346,400			
112		299,400	346,800			
113		299,500	347,300			
114		299,800	347,700			
115		300,100	348,000			
116		300,500	348,300			

	117		300,700	348,800				
	118		300,900					
	119		301,200					
	120		301,500					
	121		301,900					
	122		302,100					
	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 行政職給料表（２）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	126,400	177,600	199,300	246,800
	2	127,300	179,100	200,700	248,000
	3	128,300	180,600	202,100	249,100
	4	129,200	182,100	203,400	250,400
	5	130,200	183,500	204,700	251,300
	6	131,200	185,000	206,100	252,600
	7	132,200	186,400	207,500	253,800
	8	133,200	187,800	208,900	255,000
	9	134,000	189,200	210,300	256,100
	10	135,000	190,400	211,900	257,300
	11	136,000	191,700	213,500	258,500
	12	137,100	192,800	214,900	259,700
	13	137,900	194,000	216,200	260,800
	14	138,900	195,100	217,700	261,900
	15	139,900	196,200	219,200	262,900
	16	140,900	197,300	220,500	264,000
	17	142,000	198,400	221,600	265,100
	18	143,200	199,500	222,400	266,300
	19	144,400	200,500	223,300	267,400
	20	145,600	201,500	224,300	268,400
	21	146,700	202,500	225,200	269,400
	22	147,900	203,600	226,700	270,500
23	149,100	204,700	228,000	271,600	

24	150,300	205,700	229,100	272,700
25	151,500	206,600	230,600	273,700
26	153,000	207,500	231,900	274,800
27	154,500	208,200	233,200	275,900
28	156,000	209,100	234,500	277,000
29	157,400	210,000	235,700	278,000
30	158,900	211,200	236,900	279,100
31	160,400	212,200	238,200	280,100
32	161,900	213,100	239,500	281,100
33	163,400	213,800	240,600	282,000
34	165,200	215,000	241,900	282,900
35	167,000	216,100	243,100	284,000
36	168,800	217,300	244,300	285,100
37	170,600	218,300	245,600	285,800
38	172,300	219,500	246,900	286,700
39	174,000	220,700	248,200	287,600
40	175,700	221,800	249,500	288,500
41	177,300	222,800	250,600	289,400
42	178,700	224,000	251,900	290,400
43	180,100	225,100	253,100	291,400
44	181,500	226,200	254,400	292,300
45	183,000	227,300	255,300	293,000
46	184,400	228,400	256,400	293,900
47	185,800	229,500	257,600	294,800
48	187,200	230,600	258,700	295,700
49	188,500	231,700	259,900	296,400
50	189,700	232,800	261,100	297,000
51	190,800	233,900	262,300	297,700
52	192,000	235,100	263,300	298,500
53	193,100	236,200	264,400	299,100
54	194,200	237,200	265,500	299,900
55	195,300	238,100	266,700	300,600
56	196,400	239,100	267,900	301,300
57	197,500	240,100	268,900	302,000
58	198,500	241,100	269,900	302,700
59	199,500	242,100	271,000	303,500
60	200,500	243,000	272,000	304,200
61	201,600	244,000	273,100	304,800
62	202,500	244,900	274,200	305,500
63	203,400	245,800	275,200	306,200
64	204,300	246,700	276,300	306,900

65	205,000	247,600	277,200	307,400
66	205,800	248,400	278,000	307,900
67	206,500	249,200	278,800	308,500
68	207,300	249,900	279,600	309,100
69	207,700	250,700	280,500	309,700
70	208,300	251,300	281,300	310,100
71	208,600	251,900	282,100	310,600
72	209,200	252,400	282,800	311,100
73	209,700	252,600	283,600	311,400
74	210,300	253,000	284,300	311,900
75	210,900	253,500	285,100	312,400
76	211,700	254,000	285,900	312,800
77	211,900	254,600	286,500	313,000
78	212,600	255,000	287,000	313,300
79	213,200	255,500	287,500	313,600
80	213,800	256,000	287,900	313,900
81	214,500	256,300	288,300	314,200
82	215,100	256,600	288,700	314,500
83	215,700	256,900	289,200	314,800
84	216,400	257,200	289,700	315,100
85	217,100	257,400	290,100	315,300
86	217,700	257,600	290,700	315,700
87	218,300	257,900	291,300	316,000
88	219,000	258,200	291,900	316,200
89	219,500	258,400	292,200	316,400
90	220,100	258,600	292,700	316,700
91	220,700	259,000	293,200	317,000
92	221,300	259,200	293,600	317,300
93	221,700	259,500	294,000	317,500
94	222,200	259,900	294,500	317,800
95	222,700	260,200	295,000	318,100
96	223,200	260,500	295,500	318,300
97	223,800	260,700	295,800	318,500
98	224,300	261,000	296,200	318,800
99	224,800	261,200	296,700	319,100
100	225,300	261,500	297,200	319,300
101	225,900	261,800	297,600	319,500
102	226,400	262,000	298,000	319,800
103	227,000	262,300	298,300	320,100
104	227,600	262,600	298,600	320,300

	105	228,000	262,800	298,900	320,500
	106	228,500	263,000	299,300	320,800
	107	229,000	263,300	299,700	321,100
	108	229,400	263,500	300,100	321,300
	109	229,600	263,800	300,400	321,500
	110	230,000	264,100	300,800	321,800
	111	230,500	264,400	301,200	322,100
	112	231,000	264,600	301,500	322,300
	113	231,400	264,800	301,700	322,500
	114	231,900	265,100	302,000	322,800
	115	232,400	265,300	302,300	323,100
	116	232,900	265,500	302,500	323,300
	117	233,200	265,800	302,700	323,500
	118	233,600	266,100	303,000	323,800
	119	234,000	266,400	303,300	324,100
	120	234,400	266,700	303,500	324,300
	121	234,800	266,800	303,700	324,500
	122		267,100	304,000	324,800
	123		267,400	304,300	325,100
	124		267,700	304,500	325,300
	125		267,800	304,700	325,500
	126		268,100	305,000	325,800
	127		268,400	305,300	326,100
	128		268,700	305,500	326,300
	129		268,800	305,700	326,500
	130		269,100	306,000	326,800
	131		269,400	306,300	327,100
	132		269,700	306,500	327,300
	133		269,800	306,700	327,500
	134		270,100		327,800
	135		270,400		328,100
	136		270,700		328,300
	137		270,800		328,500
	138				328,800
	139				329,100
	140				329,300
	141				329,500
再任用職員		192,400	203,500	222,000	242,800

備考 この表は、法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	272,100	547,000
2	276,100	548,400
3	280,100	549,800
4	283,900	551,100
5	287,900	552,300
6	291,800	553,300
7	295,700	554,300
8	299,500	555,300
9	303,100	556,300
10	306,600	557,200
11	310,200	558,100
12	313,800	559,000
13	317,500	559,800
14	321,000	560,700
15	324,700	561,600
16	328,200	562,500
17	331,600	563,400
18	334,500	564,300
19	337,600	565,200
20	340,300	565,900
21	343,600	566,800
22	346,800	567,700
23	349,900	568,600
24	352,900	569,500
25	355,900	570,400
26	359,000	571,300
27	362,200	572,200
28	365,300	573,100
29	368,900	574,000
30	372,300	574,900
31	376,000	575,800
32	379,600	576,700
33	382,300	579,900
34	385,100	582,300
35	387,900	584,700
36	390,800	586,900
37	394,300	589,200
38	397,200	591,500
39	400,100	593,800

40	403,000	596,100
41	405,700	598,400
42	408,400	600,700
43	411,200	603,000
44	414,000	605,300
45	416,600	607,600
46	419,300	609,900
47	422,000	612,200
48	424,700	614,500
49	427,200	616,800
50	429,700	619,100
51	432,100	621,400
52	434,600	623,700
53	436,800	626,000
54	439,200	628,300
55	441,600	630,600
56	444,000	632,900
57	450,800	635,200
58	453,100	637,500
59	455,300	639,800
60	457,600	642,100
61	459,800	644,400
62	462,100	
63	464,300	
64	466,600	
65	470,100	
66	472,400	
67	474,600	
68	476,900	
69	479,200	
70	481,400	
71	483,600	
72	485,800	
73	487,800	
74	489,900	
75	492,000	
76	494,100	
77	496,200	
78	498,300	
79	500,400	
80	502,500	
81	504,600	
82	506,600	

83	508,600	
84	510,600	
85	512,400	
86	514,200	
87	516,100	
88	518,000	
89	519,700	
90	521,500	
91	523,300	
92	525,100	
93	527,000	
94	528,800	
95	530,600	
96	532,400	
97	534,000	
98	535,800	
99	537,500	
100	539,300	
101	540,900	
102	542,500	
103	543,900	
104	545,500	
105	547,000	
106	548,400	
107	549,800	
108	551,100	
109	552,300	
110	553,300	
111	554,300	
112	555,300	
113	556,300	
114	557,200	
115	558,100	
116	559,000	
117	559,800	
118	560,700	
119	561,600	
120	562,500	
121	563,400	
122	564,300	
123	565,200	
124	565,900	
125	566,800	

イ 医療職給料表（２）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	164,000	277,100	289,900	329,100
	2	165,900	279,100	292,100	331,300
	3	167,900	281,300	294,100	333,300
	4	169,800	283,500	296,300	335,500
	5	171,700	285,700	298,400	337,600
	6	173,600	287,800	300,600	339,800
	7	175,400	289,900	302,800	341,800
	8	177,300	292,100	304,800	343,900
	9	182,900	294,100	306,900	346,100
	10	184,500	296,300	308,900	348,200
	11	186,100	298,400	311,100	349,900
	12	187,700	300,600	313,100	351,900
	13	189,200	302,800	315,200	353,800
	14	190,800	304,800	317,300	355,800
	15	192,400	306,900	319,200	357,700
	16	193,900	308,900	321,200	359,700
	17	195,500	311,100	324,900	361,700
	18	197,200	313,100	326,900	363,700
	19	198,800	315,200	329,100	365,500
	20	200,500	317,300	331,300	367,500
	21	202,100	319,200	333,300	369,900
	22	203,700	321,200	335,500	372,600
	23	205,300	323,100	337,600	375,200
	24	206,900	325,100	339,800	377,900
	25	211,700	327,100	341,800	380,300
	26	213,400	329,000	343,900	383,000
	27	214,700	331,000	346,100	385,600
	28	216,200	333,000	348,200	388,300
	29	218,200	334,600	349,900	390,400
	30	219,800	336,400	351,900	392,700
	31	221,400	338,100	353,800	394,900
	32	223,000	339,900	355,800	397,100
	33	224,400	341,600	357,700	399,200
	34	226,000	343,400	359,700	401,200
	35	227,500	345,300	361,700	403,200
	36	229,100	347,100	363,700	405,300
	37	230,400	348,900	365,500	407,100
	38	231,900	350,600	367,500	409,100
	39	233,300	352,200	369,600	411,000
	40	234,600	353,900	371,700	413,100
	41	236,300	355,100	373,100	414,900
	42	237,700	356,200	374,900	416,500
43	238,900	357,400	376,700	418,100	

44	240,300	358,600	378,400	419,600
45	241,500	359,800	380,200	421,100
46	242,700	360,600	381,700	422,400
47	243,900	361,800	383,300	423,700
48	245,200	362,900	385,000	425,000
49	246,600	363,900	386,300	426,300
50	247,600	364,900	387,600	427,500
51	248,700	365,900	388,900	428,700
52	249,800	366,900	390,100	429,800
53	251,000	367,700	391,200	431,000
54	252,500	368,500	392,400	432,200
55	253,900	369,400	393,500	433,400
56	255,400	370,300	394,600	434,600
57	256,900	370,800	395,400	435,900
58	258,600	371,600	396,200	436,700
59	260,300	372,400	397,000	437,100
60	262,000	373,200	397,800	437,800
61	263,500	373,600	398,200	438,300
62	265,300	374,300	398,800	438,700
63	267,000	375,000	399,300	439,100
64	268,800	375,700	399,700	439,500
65	270,300	376,100	400,100	439,900
66	272,000	376,700	400,400	440,300
67	273,700	377,400	400,700	440,700
68	275,400	378,000	401,000	441,000
69	277,100	378,400	401,300	441,300
70	278,700	378,900	401,600	441,700
71	280,400	379,400	401,900	442,000
72	282,100	379,900	402,200	442,300
73	283,700	380,500	402,500	442,600
74	285,400	381,000	402,800	
75	287,100	381,600	403,100	
76	288,700	382,200	403,500	
77	290,100	382,700	403,700	
78	291,700	383,200	404,000	
79	293,200	383,700	404,300	
80	294,800	384,200	404,600	
81	296,200	384,500	404,800	
82	297,700	385,000	405,100	
83	299,100	385,400	405,400	
84	300,600	385,800	405,700	
85	301,900	386,200	405,900	
86	303,100	386,700		
87	304,300	387,100		
88	305,700	387,500		
89	307,000	387,900		
90	308,200			

	91	309,500			
	92	310,700			
	93	312,100			
	94	312,900			
	95	313,700			
	96	314,500			
	97	315,100			
	98	315,800			
	99	316,500			
	100	317,100			
	101	317,800			
再任用職員		242,300	255,700	280,900	321,600

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	421,000
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	427,900
28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	429,500	

29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	430,800
30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	432,100
31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	433,700
32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	435,200
33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	436,900
34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	438,500
35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	439,900
36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	441,300
37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	442,400
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	443,700
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	445,000
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	446,400
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	447,400
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	448,100
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	448,900
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	449,500
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	450,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	451,100
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	451,900
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	452,700
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	453,400
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	454,100
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	454,800
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	455,600
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	456,400
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	457,200
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	457,900
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	458,600
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	459,400
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	

77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	
95	281,300	314,500	347,900	365,600	
96	282,300	315,100	348,500	365,900	
97	283,200	315,800	348,900	366,500	
98	284,000	316,100	349,300	367,000	
99	284,600	316,700	349,800	367,500	
100	285,500	317,400	350,200	368,000	
101	286,300	317,800	350,700	368,600	
102	287,100	318,400	351,100	369,100	
103	287,900	319,000	351,600	369,600	
104	288,700	319,600	352,000	370,000	
105	289,400	320,000	352,300	370,600	
106	289,900	320,500	352,800	371,100	
107	290,400	321,000	353,200	371,600	
108	290,900	321,500	353,500	372,100	
109	291,100	321,900	354,000	372,700	
110	291,400	322,300	354,500	373,100	
111	291,600	322,600	355,000	373,600	
112	292,000	322,900	355,500	374,100	
113	292,300	323,300	356,000	374,700	
114	292,500	323,700	356,500		
115	292,900	324,100	357,000		
116	293,200	324,400	357,400		
117	293,500	324,600	357,800		
118	293,800	324,900	358,200		
119	294,100	325,300	358,700		
120	294,500	325,500	359,200		
121	294,800	325,700	359,600		
122	295,200	326,000	360,100		
123	295,500	326,300	360,600		
124	295,900	326,600	361,100		

	125	296,100	326,800	361,400			
	126	296,300	327,100				
	127	296,600	327,500				
	128	297,000	327,700				
	129	297,200	327,800				
	130	297,500	328,100				
	131	297,900	328,500				
	132	298,300	328,700				
	133	298,500	329,000				
	134	298,800	329,400				
	135	299,200	329,800				
	136	299,500	330,200				
	137	299,700	330,500				
	138	300,000	330,900				
	139	300,400	331,300				
	140	300,700	331,700				
	141	300,900	332,000				
	142	301,300	332,400				
	143	301,700	332,700				
	144	302,000	333,100				
	145	302,100	333,400				
	146	302,400	333,800				
	147	302,700	334,200				
	148	303,100	334,600				
	149	303,300	334,900				
	150	303,500	335,300				
	151	303,800	335,700				
	152	304,100	336,100				
	153	304,500	336,400				
	154	304,700					
	155	304,900					
	156	305,200					
	157	305,500					
	158	305,800					
	159	306,100					
	160	306,400					
	161	306,800					
	162	307,100					
	163	307,400					
	164	307,700					
	165	308,100					
	166	308,400					
	167	308,700					
	168	309,000					
	169	309,400					
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	369,400

第2条 土岐市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別に市の規則で定める」を「別表第3に定める級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で別に市の規則で定めるものは、それぞれの職務に分類されるものとする」に改める。

第4条第2項中「かつ、」の次に「第3条第2項及び」を加える。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75（特定管理職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」を「100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35（特定管理職員にあつては、100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）」を「100分の37.5（特定管理職員にあつては、100分の47.5）」に改める。

附則第25項中「、6月に支給する場合には100分の1.125（特定管理職員にあつては、100分の1.425）、12月に支給する場合には100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）」を「100分の1.2（特定管理職員にあつては、100分の1.5）」に、「、6月に支給する場合には100分の75（特定管理職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」を「100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第3 級別基準職務表（第3条関係）

1 行政職給料表（1）級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主査の職務

4級	係長の職務
5級	課長補佐の職務
6級	課長の職務
7級	部長の職務

2 医療職給料表（1）級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
1級	医師の職務
2級	院長、副院長及び高度の経験を必要とする医師の職務

3 医療職給料表（2）級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
1級	薬剤師及び医療関係技師の職務
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う薬剤師及び医療関係技師の職務
3級	主任薬剤師及び医療関係主任技師の職務
4級	薬局長及び医療関係技師長の職務

4 医療職給料表（3）級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
1級	准看護師及び介護福祉士の職務
2級	助産師、看護師並びに相当の知識経験を必要とする業務を行う准看護師及び介護福祉士の職務
3級	高度の知識経験を必要とする業務を行う助産師、看護師、准看護師及び介護福祉士の職務
4級	主任助産師、主任看護師及び主任介護福祉士の職務
5級	助産師長及び看護師長の職務
6級	看護部長及び副看護部長の職務

（土岐市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 土岐市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年土岐

市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

号給	給料月額
	円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

別表第2 (第5条関係)

号給	給料月額
	円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

(土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年土岐市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000

3	471,000
4	532,000
5	607,000

別表第2（第8条関係）

一般任期付職員給料表

ア 行政職 (単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

イ 医療職（1） (単位 円)

職務の級	1級	2級
給料月額	391,800	464,800

ウ 医療職（2） (単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	242,300	255,700	280,900	321,600

エ 医療職（3） (単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	369,400

第5条 土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の土岐市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の土岐市一般職の任期

付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第4条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第4条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与（土岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年土岐市条例第6号。以下この条において「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第4条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第 2 0 号

土岐市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例

土岐市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和
43年土岐市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項及び第2項の表中「0.86」を
「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後
に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給す
べき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日
前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に
支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議第 2 1 号

土岐市職員定数条例の一部を改正する条例について

土岐市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

職員の定数を見直すため、この条例を定めようとする。

土岐市職員定数条例の一部を改正する条例

土岐市職員定数条例（昭和43年土岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市長の事務部局の一般部局の職員の項定数の欄中「393人」を「409人」に改め、同表選挙管理委員会の職員の項定数の欄中「1人」の前に「兼務」を加え、同表教育委員会の事務局の職員の項定数の欄中「27人」を「26人」に改め、同表水道事業の事務部局の職員の項定数の欄中「12人」を「13人」に改め、同表合計の項定数の欄中「923人」を「938人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 2 2 号

土岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

土岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年土岐市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8） 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 2 3 号

土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

学校教育法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の第8条の2の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、市の規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議第 2 4 号

土岐市行政不服審査法施行条例について

土岐市行政不服審査法施行条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、土岐市行政不服審査会の設置その他同法の施行について必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

土岐市行政不服審査法施行条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 審理手続（第2条―第4条）

第3章 行政不服審査会（第5条―第13条）

第4章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 審理手続

（審理員の秘密保持）

第2条 法第11条第2項に規定する審理員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員でない場合に限る。）は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（手数料の額等）

第3条 法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定による交付に係る手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写し、又は出力したものの交付 用紙1枚につきA3版まで10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、50円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- （2） 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は

出力される用紙1枚につきA3版まで10円

- 2 前項に規定する手数料及び送付に要する費用は、交付を受けるまでの間に納付しなければならない。

(手数料の減免)

第4条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

- 3 前項の書面には、審査請求人又は参加人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

第3章 行政不服審査会

(設置)

第5条 法第43条第1項に基づく審査庁（法第9条第1項に規定する審査庁をいう。）の諮問に応じ、審査請求について調査審議し、当該諮問に対する答申を行うため、法第81条第2項の規定に基づき、事件ごとに土岐市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第6条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第7条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、法第81条第3項において準用する法第79条の手続の完了までとする。

3 市長は、前項の任期満了前に委員に欠員が生じた場合は、新たな者を委員に委嘱するものとする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の議事は、委員の過半数で決する。

(調査審議手続の非公開)

第10条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(準用)

第11条 第3条及び第4条の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第3条第1項中「第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、第4条第1項中「審理員」とあるのは「土岐市行政不服審査会」と、同項及び同条第2項中「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と読み替えるものとする。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(審査会への委任)

第13条 審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(土岐市税条例の一部改正)

第2条 土岐市税条例（昭和30年土岐市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(土岐市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 土岐市職員の給与に関する条例（昭和32年土岐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項本文又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項」に改める。

(土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第4条 土岐市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年土岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第26条（見出しを含む。）中「異議申立」を「審査請求」に改める。

(土岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 土岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年土岐市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

議第 2 5 号

土岐市情報公開条例等の一部を改正する条例について

土岐市情報公開条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、不服申立ての手續について必要な事項を定める等のため、この条例を定めようとする。

土岐市情報公開条例等の一部を改正する条例

(土岐市情報公開条例の一部改正)

第1条 土岐市情報公開条例（平成11年土岐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 審査請求

第16条及び第17条を次のように改める。

(審査請求)

第16条 この条例の規定による実施機関の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該実施機関（当該実施機関が公営企業管理者の権限を行う者又は消防長である場合にあつては、市長。以下この章において「審査庁」という。）に対して、審査請求をすることができる。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

3 審査庁は、第1項に規定する審査請求がされた日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）の翌日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

(審査会への諮問等)

第17条 審査庁は、前条第1項に規定する審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、土岐市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない

ない。

3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 審査庁は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、審査請求に対する裁決をしなければならない。

（土岐市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 土岐市個人情報保護条例（平成14年土岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第29条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「決定に」を「決定又はこれらの請求に対する不作為について」に、「実施機関」を「、当該実施機関（当該実施機関が公営企業管理者の権限を行う者又は消防長である場合にあっては、市長。以下この条において「審査庁」という。）」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「実施機関」を「審査庁」に、「不服申立てを受理した日」を「審査請求がされた日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、「決定又は」を削り、同項を同条第6項とし、同条第3項中「実施機関」を「審査庁」に、「前項」を「第3項」に改め、同項各号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第1号中「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次号において同じ。）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項中「実施機関」を「審査庁」に、「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第29条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（土岐市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 土岐市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成24年土岐市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第1号中「第16条」を「第17条」に改める。

第7条第1号中「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「第16条」を「第17条」に、「実施機関を」を「審査庁を」に改める。

第8条第1項から第3項までの規定中「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「諮問実施機関その他利害関係者」を「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。））」に改める。

第9条第1項中「不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。））」を「審査請求人等」に、「当該不服申立人等」を「当該審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条ただし書中「ただし」を「この場合において」に改める。

第11条の見出し中「閲覧」を「写しの送付」に改め、同条第1項を次のように改める。

審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるものをいう。以下この項及び次項において同じ。) にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面) を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な利用があるときは、この限りでない。

第11条第2項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「資料等の書類その他の物件」を「資料」に改め、同項前段中「閲覧」の次に「(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第13条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の土岐市情報公開条例第16条第2項及び第17条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

第3条 第2条の規定による改正後の土岐市個人情報保護条例第29条第2項及び第4項の規定は、施行日以後にされた保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る決定又はこれらの請求に対する不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る決定又はこれらの請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

議第 26 号

土岐市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

土岐市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

行政不服審査法の施行による地方税法の一部改正に伴い、不服審査の手續について必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

土岐市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

土岐市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年土岐市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「場合においては」の次に「、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- （1） 主文
- （2） 事案の概要
- （3） 審査申出人及び市長の主張の要旨
- （4） 理由

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の第4条第2項、第3項及び第6項並びに第6条第2項、第3項及び第5項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

議第 27 号

土岐市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

土岐市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

徴収猶予の申請手続の見直しを行うため、この条例を定めようとする。

土岐市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

土岐市税条例の一部を改正する条例（平成27年土岐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までの改正規定（第9条第1項に係る部分に限る。）中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 28 号

土岐市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
について

土岐市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を別
紙のように定めるものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

地域再生法に基づき特定業務施設を新設し、又は増設した者について固定資
産税に係る不均一の課税をするため、この条例を定めようとする。

土岐市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域内において、同号に規定する特定業務施設を新設し、又は増設した者について固定資産税に係る不均一の課税をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(不均一課税)

第2条 公示日（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する土岐市の区域に係る地域再生計画の公示日をいう。以下同じ。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）について同条第3項の規定により認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、土岐市税条例（昭和30年土岐市条例第9号）第63条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業中同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる税率とする。

事業	年度の区分	税率
法第17条の2 第1項第1号に 掲げる事業	初年度	100分の0
	第2年度（初年度の翌年度）	100分の0.35
	第3年度（第2年度の翌年度）	100分の0.7
法第17条の2	初年度	100分の0

第1項第2号に掲げる事業	第2年度（初年度の翌年度）	100分の0.467
	第3年度（第2年度の翌年度）	100分の0.933

2 前項の初年度とは、特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地の全部を事業の用に供した日の属する年の翌年の1月1日を固定資産税の賦課期日とする年度をいう。

（申請等）

第3条 前条第1項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する初年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請をした者に対し、当該審査の結果を通知するものとする。

（届出）

第4条 第2条第1項の規定の適用を受ける者は、事業を廃止し、又は休止し、その他申請の内容に重要な変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（取消し又は停止）

第5条 市長は、第2条第1項の規定の適用を受ける者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該適用を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 第2条第1項の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 市税を納期限までに完納しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により第2条第1項の規定の適用を受けたとき。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（中部圏都市開発区域の指定に伴う土岐市固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止）

第2条 中部圏都市開発区域の指定に伴う土岐市固定資産税の不均一課税に関

する条例（昭和61年土岐市条例第5号）は、廃止する。

（土岐市企業立地促進条例の一部改正）

第3条 土岐市企業立地促進条例（平成18年土岐市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2 事業所設置奨励金の項交付基準及び交付額の欄アを次のように改める。

ア 新設又は増設の場合 投下固定資産に対して前年度に賦課された固定資産税の納付額（土岐市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年土岐市条例第 号）又は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う土岐市固定資産税の特例に関する条例（平成20年土岐市条例第6号）の規定が適用できる場合で、当該適用を受けていない場合にあっては、当該適用があったものとして賦課される固定資産税の額を納付額とみなす。以下この項において同じ。）及び都市計画税の納付額の合計額。ただし、第4年度及び第5年度においては、納付額の合計額の1/2とする。

議第 29 号

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

土岐市国民健康保険条例（昭和34年土岐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条の6中「52万円」を「54万円」に改める。

第15条の6の12中「17万円」を「19万円」に改める。

第19条第1項中「52万円」を「54万円」に改め、同項第2号中「26万円」を「265,000円」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に改め、同条第3項中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第4項中「52万円」を「54万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の土岐市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第30号

土岐市恵風荘の設置及び管理に関する条例について

土岐市恵風荘の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年2月22日提出

土岐市長 加藤靖也

提案理由

指定管理者に管理を行わせるため、この条例を定めようとする。

土岐市恵風荘の設置及び管理に関する条例

土岐市恵風荘の設置及び管理に関する条例（平成17年土岐市条例第39号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第15条第2項及び第3項の規定に基づく施設として、土岐市恵風荘（以下「恵風荘」という。）を設置する。

（位置）

第2条 恵風荘の位置は、土岐市駄知町1263番地の38とする。

（施設）

第3条 恵風荘に次の施設を置く。

- （1） 養護老人ホーム
- （2） 老人短期入所施設
- （3） 恵風荘老人デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）

（定員）

第4条 恵風荘の入所者の定員は、次のとおりとする。

- （1） 養護老人ホーム 50人
- （2） 老人短期入所施設 10人

（事業）

第5条 恵風荘における事業は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

- （1） 養護老人ホーム 次に掲げる事業
 - ア 法第11条第1項第1号の規定による措置に係る入所者を養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うこと。
 - イ アに掲げるもののほか、市長が特に入所の必要を認めた者の養護に関すること。
- （2） 老人短期入所施設 次に掲げる事業

ア 法第10条の4第1項第3号の規定による措置に係る入所者の養護に関すること。

イ アに掲げるもののほか、市長が特に入所の必要を認めた者の養護に関すること。

(3) デイサービスセンター 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護及び同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業の実施に関すること。

（指定管理者による管理）

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に恵風荘の管理を行わせる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 恵風荘の維持管理に関する業務
- (2) 第5条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則並びに土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年土岐市条例第1号）の定めるところに従い、適正に恵風荘の管理を行わなければならない。

（開館時間）

第9条 デイサービスセンターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

（休館日）

第10条 デイサービスセンターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て休館日を変更することができる。

(利用できる者の範囲)

第11条 恵風荘を利用できる者の範囲は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 養護老人ホーム 法第11条第1項第1号の措置に係る者その他市長が特に入所の必要を認めた者

(2) 老人短期入所施設 法第10条の4第1項第3号の措置に係る者その他市長が特に入所の必要を認めた者

(3) デイサービスセンター 介護保険法第19条第1項の規定により要介護認定を受けた者又は同条第2項の規定により要支援認定を受けた者のうち、あらかじめ指定管理者と利用契約を締結したもの

(利用料金)

第12条 デイサービスセンターを利用する者（以下「利用者」という。）は、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した額のうち利用者が負担すべき額

(2) 前号に掲げるもののほか、利用に要する費用のうち利用者が負担すべき費用の額

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用の制限)

第13条 指定管理者は、恵風荘の利用について、管理上特に支障があると認めるときは、その利用を拒むことができる。

(費用の徴収)

第14条 市長は、養護老人ホーム及び老人短期入所施設において養護を受けた者（市長が特に入所の必要を認めた者に限る。）から、当該養護に係る費用の額を徴収することができる。

(損害賠償義務)

第15条 故意又は過失により恵風荘の建物又は付属設備等を滅失し、又は損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)
- 2 土岐市職員特殊勤務手当支給条例（昭和31年土岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条から第11条までを次のように改める。

第5条から第11条まで 削除

議第 3 1 号

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成24年土岐市条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第52条—第61条）」を

「第4節 運営に関する基準（第52条—第61条）」

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第61条の2）

第2節 人員に関する基準（第61条の3・第61条の4）

第3節 設備に関する基準（第61条の5）

第4節 運営に関する基準（第61条の6—第61条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第61条の21・第61条の22）

第2款 人員に関する基準（第61条の23・第61条の24）

第3款 設備に関する基準（第61条の25・第61条の26）

第4款 運営に関する基準（第61条の27—第61条の38）」

に改める。

第16条中「及び第69条」を「、第61条の6、第61条の28及び第61条の29」に改める。

第32条第2項及び第56条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第61条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第61条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）
指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の

整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退

を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第61条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすること

ができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第61条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第61条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第61条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指

定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第61条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第61条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利

用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第61条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第61条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定地域密着型通所介護の利用定員

(5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第61条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業者の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第61条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第61条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第61条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第61条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員(市の区域内に指定地域密着型通所介護事業所が所在する場合に限る。)又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115

条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第61条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第61条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第

2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第61条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第61条の20 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条及び第55条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第61条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第61条の21 前各節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であ

って、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第61条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第61条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第61条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに

専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第61条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第61条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第61条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第61条の34に規

定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第61条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第11条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第61条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第61条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る

指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第61条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第61条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第68条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定

する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第61条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第61条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業

務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第61条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第61条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該

緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第61条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第61条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第30条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第61条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第61条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第61条の7（第3項第2号を除く。）、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第61条の26第4項」と読み替えるものとする。

第62条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第67条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第69条及び第70条を次のように改める。

第69条及び第70条 削除

第71条第2項中「事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第73条第1項中「及び次条」を削る。

第74条を次のように改める。

第74条 削除

第75条第4号中「第77条において同じ。」を削る。

第76条から第80条までを次のように改める。

第76条から第80条まで 削除

第80条の2を削る。

第81条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第61条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第82条中「及び第55条」を「、第55条、第61条の6、第61条の7、第61条の11及び第61条の13から第61条の18まで」に、「読み替えるものとする」を「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第65条第4項」と読み替えるものとする」に改める。

第107条を次のように改める。

第107条 削除

第109条第2項第8号中「第107条第2項」を「次条において準用する第61条の17第2項」に改める。

第110条中「、第74条、第76条及び第79条」を「、第61条の11、第61条の13、第61条の16及び第61条の17」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替えるものとする」を「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする」に改める。

第129条第2項第7号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第130条中「第74条、第79条」を「第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで」に、「、第106条及び第107条第1項から第4項まで」を「及び第106条」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「、第61条の17

第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とを加え、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削る。

第150条第2項第8号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第151条中「第74条、第78条、第79条、第101条及び第107条第1項から第4項まで」を「第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで及び第101条」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第153条第13項中「事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第178条第2項第7号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第179条中「第74条、第78条及び第107条第1項から第4項まで」を「第61条の11、第61条の15及び第61条の17第1項から第4項まで」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有す

る者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第191条中「第74条、第78条、第107条第1項から第4項まで」を「第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第203条第2項第10号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第204条中「第74条、第76条、第79条」を「第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17」に、「及び第102条から第108条まで」を「、第102条から第106条まで及び第108条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附則に次の1条を加える。

(整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者に係る設備に関する基準に関する経過措置)

第5条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行

った上で、同年4月1日から第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第88条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 3 2 号

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

土岐市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年土岐市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第40条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員（市の区域内に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する場合に限る。）又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第40条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利

用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第41条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第63条を次のように改める。

第63条 削除

第65条第2項第8号中「第63条第2項」を「次条において準用する第40条第2項」に改める。

第66条中「及び第39条」を「から第40条まで」に、「読み替える」を「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第86条第2項第7号中「第63条第2項」を「第40条第2項」に改める。

第87条中「第39条」の次に「、第40条」を加え、「第60条、第62条及び第63条」を「第60条及び第62条」に改め、「中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「」の次に「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「」を加え、「と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1条を加える。

（整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者に係る設備に関する基準に関する経過措置）

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、厚生労働

省令で定める別段の申出を行った上で、同年4月1日から第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第49条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 3 3 号

土岐市生活環境保全に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市生活環境保全に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市生活環境保全に関する条例の一部を改正する条例

土岐市生活環境保全に関する条例（昭和47年土岐市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第2条第1項第1号から第4号まで」を「第2条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

議第 3 4 号

土岐市どんぶり会館の設置及び管理に関する条例について

土岐市どんぶり会館の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

指定管理者に管理を行わせるため、この条例を定めようとする。

土岐市どんぶり会館の設置及び管理に関する条例

土岐市どんぶり会館の設置及び管理に関する条例（平成10年土岐市条例第16号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 美濃焼産業の発展及び観光の振興並びに地域の活性化に寄与するため、土岐市どんぶり会館（以下「会館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 会館の位置は、土岐市肥田町肥田286番地の15とする。

（事業）

第3条 会館は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 観光情報及び地域情報の発信に関すること。
- （2） 住民と来訪者との交流の促進に関すること。
- （3） 美濃焼の展示及び販売並びに飲食物その他の物品の販売に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要と認められる事業

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に会館の管理を行わせる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 会館の維持管理に関する業務
- （2） 第3条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第6条 指定管理者は、この条例及び土岐市公の施設における指定管理者の指定期限等に関する条例（平成17年土岐市条例第1号）の定めるところに従い、適正に会館の管理を行わなければならない。

（開館時間）

第7条 会館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 会館の休館日は、毎月5日以内の日数を定めるものとし、指定管理者が市長の承認を得て定める。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の規定により定めた休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(遵守義務)

第9条 会館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会館の施設、設備、資料等を毀損し、又は汚損しないこと。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- (4) 承認を受けないで展示品の撮影、模写、模造等の行為をしないこと。
- (5) 承認を受けないで物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- (6) 承認を受けないで火気又は危険物を取り扱わないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示する事項

2 指定管理者は、前項の規定に違反した者があるときは、その行為をやめさせ、これに従わないときは、会館から退去を命ずることができる。

(損害賠償義務)

第10条 故意又は過失により会館の建物又は付属設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第 3 5 号

土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

土岐市長 加 藤 靖 也

提案理由

駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和50年土岐市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

土岐市駅北自転車駐車場	土岐市泉岩畑町2丁目1番地の1
土岐市駅西自転車駐車場	土岐市泉町久尻500番地の11
土岐市駅東自転車駐車場	土岐市泉町久尻622番地の16

第3条中「各号」を「表」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

名称	供用時間
土岐市駅前自動車駐車場	午前8時から午後8時まで
土岐市駅北自動車駐車場	午前零時から午後12時まで
土岐市駅西自動車駐車場	
土岐市駅前自転車駐車場	
土岐市駅北自転車駐車場	
土岐市駅西自転車駐車場	
土岐市駅東自転車駐車場	

第4条から第6条までを次のように改める。

（自動車駐車場の料金）

第4条 土岐市駅前自動車駐車場、土岐市駅北自動車駐車場及び土岐市駅西自動車駐車場（以下これらを「自動車駐車場」という。）を利用する者から徴収する使用料（以下「料金」という。）は、別表第1のとおりとする。

（利用券の発行）

第5条 市長は、自動車駐車場を利用する者の利便を図るため、土岐市駅北自動車駐車場及び土岐市駅西自動車駐車場にあってはプリペイドカード（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法により記録されている金額に応ずる対価を得て発行されるカードで、自動車駐車場の料金の納付のために使用することができるものをいう。次項において同じ。）を、土岐市駅前自動車駐車場にあっては回数駐車券及び定期駐車券（以下これらを「利用券」という。）を発行することができる。

2 前項の利用券の額は、別表第2のとおりとする。

(料金の徴収)

第6条 料金は、自動車を駐車させた者から自動車を出場させるときに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、利用券による駐車料金の徴収については、利用券の発行のときに徴収する。

第14条を第15条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条第1項中「駅前自動車駐車場、駅北自動車駐車場及び駅西自動車駐車場を利用」を「自動車駐車場に駐車させることの」に改め、同項第2号中「2輪自動車」を「二輪自動車」に改め、同条第2項中「自転車駐車場を利用」を「土岐市駅前自転車駐車場に駐車させることの」に改め、同条に次の1項を加える。

3 土岐市駅北自転車駐車場、土岐市駅西自転車駐車場及び土岐市駅東自転車駐車場に駐車させることのできる車両は、自転車、原動機付き自転車及び二輪自動車とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(料金の不還付)

第7条 既納の料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

名称	単位 (1台当たり)	金額
土岐市駅前自動車 駐車場	2時間まで	0円
	2時間を超えるときは、その超える30分までごとにつき	50円
土岐市駅北自動車 駐車場	12時間まで	300円
	12時間を超えるときは、その超える6時間までごとにつき	200円
土岐市駅西自動車	2時間まで	0円

駐車場	2時間を超えるときは、その超える30分までごとにつき	50円
-----	----------------------------	-----

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

種類	単位	金額
回数駐車券	50円11片つづり	500円
定期駐車券	1月につき1台当たり	6,180円
プリペイドカード	1,100円相当券	1,000円
	3,300円相当券	3,000円

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

議第 36 号

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例

土岐市火災予防条例（昭和36年土岐市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条—第5条、第7条、第8条、第8条の2、第18条—第21条関係)

種類		離隔距離 (cm)							備考		
入力		上方	側方	前方	後方						
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	250	200	300	200					
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	150	150	200	150					
		使用温度が300℃未満のもの	100	100	100	100					
		使用温度が800℃以上のもの	250	200	300	200					
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	150	100	200	100					
	風呂釜 燃料外	半密閉式	使用温度が300℃未満のもの	100	50	100	50				
			外釜でバーナー取り出し口のな いもの	—	15	15	15			注：浴槽との離隔 距離は0cmとす るが、合成樹脂 浴槽（ポリプロ ピレン浴槽等） の場合は2cmと する。	
		密閉式	浴室外設置	内釜	—	—	60	—			
				外釜でバーナー取り出し口のな いもの	—	15	15	15			
				外釜でバーナー取り出し口のあ るもの	—	15	60	15			
屋外用	密閉式	内釜	—	15	60	—					
		外釜でバーナー取り出し口のあ るもの	—	—	—	—					
		外釜でバーナー取り出し口のな いもの	—	2	2	2					

燃料	外	流型	26kWを超え70kW以下			注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。		
			100	15	100		15	
ボイラ	不燃以外	密閉式 半密閉式 強制対流型 強制排気型 強制給排気型	温風を全周方向に吹き出すもの	100	150	注1	150	
			強制排気型	60	10	100	10	
			強制給排気型	60	10	100	10	
			温風を前方向に吹き出すもの	80	5	—	5	
			温風を全周方向に吹き出すもの	80	150	—	150	
			強制排気型	50	5	—	5	
			強制給排気型	50	5	—	5	
			—	100	60	60	注2	60
			組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	100	15	15	注	15
			据置型レンジ	100	15	15	注	15
ボイラ	不燃以外	開放式 開放式 開放式 開放式 開放式 開放式 開放式 開放式 開放式 開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	80	0	—	0	
			据置型レンジ	80	0	—	0	
			—	250	200	300	200	
			—	150	100	200	100	
			—	100	50	100	50	
			フードを付けない場合	40	4.5	4.5	4.5	
			フードを付ける場合	15	4.5	4.5	4.5	
			12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	
			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
			42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
ボイラ	不燃以外	密閉式 屋外用	42kW以下	60	15	15	15	
			42kW以下	15	15	15	15	
ボイラ	不燃以外	密閉式 半密閉式 強制対流型 強制排気型 強制給排気型	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	100	15	15	注	
			据置型レンジ	100	15	15	注	
			—	250	200	300	200	
			—	150	100	200	100	
			—	100	50	100	50	
			フードを付けない場合	40	4.5	4.5	4.5	
			フードを付ける場合	15	4.5	4.5	4.5	
			12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	
			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
			42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
ボイラ	不燃以外	密閉式 屋外用	42kW以下	60	15	15	15	
			42kW以下	15	15	15	15	

ストーブ	気体燃料	不燃	開放式	フードを付けない場合	7 kW以下	30	4.5	—	4.5	
		不燃以外	半密閉式・密閉式	フードを付ける場合	7 kW以下	10	4.5	—	4.5	
		不燃	開放式	フードを付けない場合	42kW以下	—	4.5	—	4.5	
		不燃以外	密閉式	フードを付ける場合	42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		液体燃料	開放式	フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5	
		液体燃料	半密閉式	フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5	
		液体燃料	開放式	12kWを超え70kW以下	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15	
		液体燃料	半密閉式	12kWを超え70kW以下	12kWを超え70kW以下	40	4.5	15	4.5	
		液体燃料	開放式	12kWを超え70kW以下	12kWを超え70kW以下	50	5	—	5	
		液体燃料	半密閉式	12kWを超え70kW以下	12kWを超え70kW以下	20	1.5	—	1.5	
上記に分類されないもの										
乾燥設備	気体燃料	不燃	開放式	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	30	60	100	4.5	
		不燃以外	半密閉式・密閉式	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	15	15	80	4.5
		不燃以外	半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5
		液体燃料	開放式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100
		液体燃料	半密閉式	自然対流型	機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15
		液体燃料	開放式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100
		液体燃料	半密閉式	自然対流型	機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5
		液体燃料	開放式	自然対流型	機器の上方又は前方に熱を放散するもの	—	150	100	150	100
		液体燃料	半密閉式	自然対流型	機器の上方又は前方に熱を放散するもの	—	15	4.5	4.5	4.5
簡易湯	気体燃料	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	
		液体燃料	開放式	内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50	
		液体燃料	開放式	内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30	
		液体燃料	開放式	常圧時	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
		液体燃料	開放式	常圧時	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
		液体燃料	開放式	常圧時	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
		液体燃料	開放式	常圧時	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
		液体燃料	開放式	常圧時	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
		液体燃料	開放式	常圧時	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5	

注：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。

沸設備	燃料	外	蔵型	フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
半密閉式	密閉式	屋外用	瞬間型	フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	壁掛け型、据置型	12kW以下	—	0	—	0
			瞬間型	フードを付ける場合	12kW以下	60	15	15	15
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	15	15	15	15
			瞬間型	フードを付ける場合	7 kW以下	30	4.5	—	4.5
			瞬間型	フードを付けない場合	7 kW以下	10	4.5	—	4.5
			瞬間型	フードを付ける場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
			瞬間型	フードを付ける場合	12kW以下	—	4.5	—	4.5
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
液体燃料	不燃以外	密閉式	瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0
			瞬間型	壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
			瞬間型	フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
			瞬間型	フードを付ける場合	12kW以下	40	4.5	15	4.5
			瞬間型	フードを付ける場合	12kW以下	20	1.5	—	1.5
			瞬間型	12kWを超え42kW以下	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15
			瞬間型	12kWを超え70kW以下	12kWを超え70kW以下	—	15	15	15
			瞬間型	12kWを超え42kW以下	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	12kWを超え70kW以下	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
			瞬間型	12kWを超え70kW以下	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	12kWを超え42kW以下	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
給湯沸設備	気体燃料	外	瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
			瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
			瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
			瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
			瞬間型	12kWを超え70kW以下	12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5
			瞬間型	12kWを超え42kW以下	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
			瞬間型	12kWを超え70kW以下	12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5

移動式 ストーブ	液体 燃料	不燃 以外	密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5				
				瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0				
				瞬間型	壁掛け型、据置型	4.5	4.5	—	4.5				
				屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5		
					瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5		
					瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5		
					瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5		
				液体 燃料	不燃以外	上記に分類されないもの	開放式	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15	
								12kWを超え70kW以下	50	5	—	5	
								—	60	15	60	15	
								前方放射型	7 kW以下	100	30	100	4.5
								全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100
								自然対流型	7 kW以下	100	4.5	4.5	4.5
								強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5
								前方放射型	7 kW以下	80	15	80	4.5
全周放射型	7 kW以下	80	80					80	80				
自然対流型	7 kW以下	80	4.5					4.5	4.5				
液体 燃料	不燃以外	開放式	放射型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5					
				7 kW以下	100	50	100	20					
				7 kWを超え12kW以下	150	100	100	100					
				7 kW以下	100	50	50	50					
				12kW以下	100	15	100	15					
				7 kWを超え12kW以下	100	150	150	150					
				7 kW以下	100	100	100	100					
				7 kW以下	80	30	—	5					
				7 kWを超え12kW以下	120	100	—	100					
				7 kW以下	80	30	—	30					
液体 燃料	不燃	開放式	放射型	12kW以下	80	5	—	5					
				7 kWを超え12kW以下	80	150	—	150					
				7 kW以下	80	100	—	100					
				7 kW以下	80	100	—	100					

注1：熱対流方向が一方方向に集中する場合には60 cm とする。
注2：方向性を有するものにあつては100 cm とする。

調理用器具		気体燃料		不燃以外		開放式		バーナーが露出		卓上型こんろ (1口)		100	50	50	注2	50	注2	50	注2										
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付きこんろ	バーナーが隠蔽	加熱部が開放	卓上型グリル	5.8kW以下	100	注2	15	15	15	15	15	15	15	15	注2									
									14kW以下	100	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	注			
									7kW以下	100	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	注	
									7kW以下	50	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	
									7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	
									4.7kW以下	30	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
									—	30	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
									5.8kW以下	80	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
									14kW以下	80	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
									7kW以下	80	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付きこんろ	バーナーが隠蔽	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	30	4.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
									7kW以下	30	4.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
									7kW以下	10	4.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
									7kW以下	15	4.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
									4.7kW以下	15	4.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
									—	15	4.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
									6kW以下	100	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
									6kW以下	80	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
									—	100	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
									2kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
電気温	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。																												

風機	燃	電	機	注	注	注	注	注	注	し方向にあつては60cmとする。
電気調 理用機 器	不燃	不燃以外	電気こんろ、電 気レンジ、電磁 誘導加熱式調理 器（こんろ形態 のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁 誘導加熱式調理器でないもの	2 kW以下	0 注	0 注	0 注	0 注	し方向にあつては60cmとする。
					4. 8kW以下（1口当たり2 kWを超え3 kW以下）	100 2	2 注1	2 注1	2 注1	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
					4. 8kW以下（1口当たり1 kWを超え2 kW以下）	100 2	2 注1	2 注1	2 注1	注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
					4. 8kW以下（1口当たり1 kW以下）	100 2	2 注1	2 注1	2 注1	注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
					5. 8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100 2	2 注1	2 注1	2 注1	注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
					4. 8kW以下（1口当たり3 kW以下）	80 0	0 注1	0 注1	0 注1	注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
					5. 8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	80 0	0 注1	0 注1	0 注1	注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
電気天 火	不燃	不燃以外	電気こんろ、電 気レンジ、電磁 誘導加熱式調理 器（こんろ形態 のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁 誘導加熱式調理器でないもの	2 kW以下	10 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。
					2 kW以下	10 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。
電子レ ンジ	不燃	不燃以外	電熱装置を有するもの		2 kW以下	10 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。

	不燃		電熱装置を有するもの	2 kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	る。
電気ストーブ	不燃以外		前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
			前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	15	—	4.5	
電気乾燥器	不燃以外		全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	80	—	80	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	0	—	0	
			電気乾燥器	1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	不燃以外		衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0 cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5 cmとする。
			衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	0	—	0	
電気温水器	不燃以外		温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
			温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気加熱とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 37 号

専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 専第 11 号 土岐市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

専第11号

土岐市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

土岐市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年12月28日専決

土岐市長 加藤 靖也

土岐市条例第30号

土岐市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

土岐市税条例の一部を改正する条例（平成27年土岐市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第52条第2項に1号を加える改正規定のうち同項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第140条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第38号

土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

土岐市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めらる。

平成28年2月22日提出

土岐市長 加藤 靖也

住所	氏名	生年月日
	東 俊之	

議第 39 号

土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

土岐市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めらる。

平成 28 年 2 月 22 日提出

土岐市長 加藤 靖也

住所	氏名	生年月日
	酒井 忠造	

議第40号

土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

土岐市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成28年2月22日提出

土岐市長 加藤 靖也

住所	氏名	生年月日
	土屋 芳枝	

諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年2月22日提出

土岐市長 加藤靖也

住所	氏名	生年月日
	西村 悦子	